

後期高齢者医療保険加入者の皆さんへ

被保険者証の更新時期です

7月中旬に新しい保険証を個々の被保険者あてに簡易書留で送付します。
現在ご使用の後期高齢者医療被保険者証は、7月31日(木)で使用できなくなりますのでご注意ください。

保険料納付通知書を送付します

平成26年度の保険料額が確定しました

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額からなり、被保険者一人ひとりに課されます。

保 険 料 ※1	=	均 等 割 額 42,440円	+	所 得 割 額 所得金額※2×所得割率8.29%
----------	---	--------------------	---	-----------------------------

※1 保険料 … 上限57万円(年額)

※2 所得金額 … 収入から当該収入の種類に応じた一定の金額を控除し、さらに基礎控除(33万円)を控除した金額

保険料の納付方法は、「普通徴収(納付書又は口座振替)」と「特別徴収(年金天引き)」があります。

■納付方法

▶普通徴収の方には、7月中旬に平成26年度分の納付通知書(納付書)を送付します。

▶特別徴収の方には、7月下旬に特別徴収開始通知書(本徴収)を送付します。

※年度途中で被保険者資格を取得された方は、一定期間、普通徴収後に特別徴収に変更されます。

介護保険料納入通知書を送付します

介護保険制度は、40歳以上の方に加入が義務付けられている公的保険です。

■第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料

市町村民税の課税状況や前年の収入・所得、4月1日現在の世帯状況に応じて決定します。

保険料の納付方法は、「普通徴収(納付書又は口座振替)」と「特別徴収(年金天引き)」があります。

▶普通徴収の方には、7月上旬に平成26年度分の納付通知書(納付書)を送付します。

▶特別徴収の方には、9月上旬に特別徴収開始通知書(本徴収)を送付します。

■第2号被保険者(40歳から64歳までの方)の介護保険料

健康保険税(料)と一体で納めていただいております。保険料額は、加入している健康保険によって異なります。

小鳩だより

問合せ／松伏町民生委員・児童委員協議会広報部会
福祉健康課社会福祉担当 ☎991-1874

☆広げよう、地域に根ざした思いやり☆



夏休みに入るこの時期、民生委員・児童委員協議会は、関係機関と連携をとり地域児童の健やかな育成を願って次のような事業を行っています。

児童みまもり部会 … 危険箇所の点検・看板製作と設置
地区内のパトロール

児童育み部会 … 親子で楽しむ七夕・早目のクリスマス会

児童すこやか部会 … 親子講座(ママとパパの勉強会)
「親子の係わり・絵本の読み聞かせの基本」

※主任児童委員が、中心となり学校と連絡を取りながら生徒児童を見守っています。



民生委員・児童委員はいつもそばにいます